

## 特別養護老人ホーム めくもりの里伊勢宮 利用単位表①

(地域密着ユニット型指定介護老人福祉サービス) 3 割負担の方

R4年10月1日現在

※1単位=10.14円での計算になります。端数が出るため、日数によって料金が変わります。  
合計額は加算単位が含まれていない目安となりますのでご承知おき下さい。

### ＜利用者負担第1段階＞ (生活保護受給者の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	661 単位/日	300 円/日	820 円/日	97,054 円
要介護2	730 単位/日			103,560 円
要介護3	803 単位/日			110,445 円
要介護4	874 単位/日			117,140 円
要介護5	942 単位/日			123,552 円

### ＜利用者負担第2段階＞ (住民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入合計が80万以下の方 かつ預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	661 単位/日	390 円/日	820 円/日	99,844 円
要介護2	730 単位/日			106,350 円
要介護3	803 単位/日			113,235 円
要介護4	874 単位/日			119,930 円
要介護5	942 単位/日			126,342 円

### ＜利用者負担第3段階①＞ (住民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入合計が80万超120万円以下の方 かつ預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	661 単位/日	650 円/日	1,310 円/日	123,094 円
要介護2	730 単位/日			129,600 円
要介護3	803 単位/日			136,485 円
要介護4	874 単位/日			143,180 円
要介護5	942 単位/日			149,592 円

### ＜利用者負担第3段階②＞ (住民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入合計が120万超の方 かつ預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	661 単位/日	1,360 円/日	1,310 円/日	145,104 円
要介護2	730 単位/日			151,610 円
要介護3	803 単位/日			158,495 円
要介護4	874 単位/日			165,190 円
要介護5	942 単位/日			171,602 円

### ＜利用者負担第4段階＞ (上記以外の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	661 単位/日	1,600 円/日	2,006 円/日	174,120 円
要介護2	730 単位/日			180,626 円
要介護3	803 単位/日			187,511 円
要介護4	874 単位/日			194,206 円
要介護5	942 単位/日			200,618 円

#### その他自己負担していただくもの

・医療費	・特別な食事の提供
・教養、娯楽費	・個人通信費(電話・PC等)
・理美容代	・電気製品持込料金

特別養護老人ホーム めくもりの里伊勢宮 加算単位表②

加算	単位	備考
安全対策体制加算	20単位/日	入所時1回限度
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	介護福祉士が80%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員が75%以上配置
排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月	排泄に介護を要する原因等についての分析。分析結果を踏まえた支援計画の作成及び、それに基づく支援を実施
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	定期的なモニタリングと計画の策定、それに沿ったケアの実施
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の情報をCHASE・VISITを活用して厚生労働省に提出しPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る
看護体制加算(Ⅰ)	12単位/日	常勤看護師1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	23単位/日	看護職員の配置が25:1以上
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	個別機能訓練計画の作成と実施
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	栄養ケア計画の作成と栄養管理の実施
再入所時栄養連携加算	400単位/回	退院時、医療機関の栄養士と連携し栄養指導に同席した場合
初期加算	30単位/日	入所30日を限度
外泊時費用	246単位/日	病院への入院を要した場合、及び居宅における外泊を認めた場合、一月に6日を限度とする。
療養食加算	6単位/回	医師の発行する食事箋に基づいて提供。 例) 糖尿病食・心臓病食
経口移行加算	28単位/日	原則180日限度
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づいて関係職員が協働して食事の観察等を行い、経口維持計画の策定及び実施をしている場合であって医師の発行する食事箋に基づき栄養管理を行った場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位/月	歯科医師又は歯科衛生士の月2回以上の口腔ケアの実施と、助言、指導に基づく口腔ケアの実施
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	要介護4～5の入所者が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上又はたんの吸引等が必要な入所者が15%以上 介護福祉士の配置が6:1以上
看取り介護加算		入所者・家族の同意を得た計画に基づき施設における一連の看取り介護を行った際、死亡日から45日を上限に加算。
	72単位/日	死亡日以前31日以上45日以下
	144単位/日	死亡日以前4日以上30日以下
	680単位/日	死亡日以前2日又は3日
	1280単位/日	死亡日
退所前後訪問相談援助加算	460単位/回	入所中1～2回及び退所後1回程度
退所時相談援助加算	400単位/回	退所時1回限度
退所前連携加算	500単位/回	退所時1回限度
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位/日	夜勤を行う職員基準の介護職員の数に1を加えた数以上介護職員を配置している場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(①の単位数+②の単位数)×0.083=介護職員処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.083を乗算したものが単位になります。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(①の単位数+②の単位数)×0.027=介護職員等特定処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.027を乗算したものが単位になります。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(①の単位数+②の単位数)×0.023=介護職員等特定処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.023を乗算したものが単位になります。
介護職員等へスアップ等支援加算	(①の単位数+②の単位数)×0.016=介護職員等へスアップ等支援加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.016を乗算したものが単位になります。 ※期間:R4年10月～R5年3月